

平成 28 年 6 月 20 日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 藤井 康弘 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会長 日野 博 愛

平成 28 年熊本地震による被災障害者支援施設・事業所の 復旧・復興にかかる要望

4 月 14 日、16 日に発生し、現在も余震が継続している熊本・大分の地震に伴い、多くの障害者支援施設・事業所とその利用者、職員は大きな被害を受けました。

被災し危険な状態にある施設・事業所については早期復旧を施す必要があります。

また、従前の事業・活動の継続が困難となっている施設・事業所において、みずから被災しながらも夜勤を含む勤務を継続している職員等を支援しサービスを維持することで、障害のある利用者の方々の生活を支えていく必要があります。

障害者支援施設・事業所の復旧・復興を果たす下記の対策を講じていただくよう、お願いいたします。

(1) 建物被害のほか、地盤や設備等の損壊による被害実態に配慮した復旧対策を講じてください

- ① 災害復旧補助は、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本となっていることについて、耐震等の強化対策に係る費用は自己負担とされています。厚生労働省事務連絡通知にも「自己負担で耐震対策を講じるなど手厚い復旧を行うことを妨げるものではありませんが、災害復旧費として認めることができるのは原形復旧分のみ」と記されており、対象となっておりません。建て替えに係る基準の緩和、弾力的運用を可能としてください。
- ② 地震被害による災害復旧費国庫補助対象が、建物とその構造に影響を及ぼすものに限定されており、損壊した設備等の補修・買い替え費用が対象となっておらず、入所施設・事業所の日中活動等の継続が困難な状況にあり、利用者の生活に影響を及ぼすおそれのある状況が生じています。
関係設備等の補修・買い替え費用を、補助対象としてください。
- ③ 入所施設・事業所の地盤や進入路等については、機能上不可欠な構造の一部であり、その復旧について一体的に補助対象としてください。
- ④ 全壊等により、事業所を一時移転する場合の、必要な設備工事や事務が可能となる必要経費の補助を可能としてください。
なお、東日本大震災においては、一時的に施設・事業所を仮設にて対応する場合、仮設建築、建物リース、賃借ケースへの補助実施は個別判断とされていた部分について、今般はこれを原則対応可能なものとしてください。
- ⑤ 建物の復旧に向けては工事費の概算見積等関係業者への依頼が必要であるほか、耐震強度調査専門家への依頼も必要ですが、その確保が困難であるうえ、損壊箇所の多さや余震によるさらなる状況変化もあります。
こうした調査費に係る補助も無いなどの中で、復旧補助金申請事務や復旧工事

実施が困難な状況があり、専門業者の派遣等、必要な対応が講じられるようにしてください。

(2) 自立支援給付と関係加算について、被災前と同等の報酬が受けられるようにしてください

- ① 被災により事業所が一定期間休業した場合の自立支援給付費について、その期間に応じ保障してください(再開の可能性のある場合を含む)。
また、被災による通所利用者の減少に伴う給付費の減額分を、一定期間継続的に保障してください。
- ② 生活介護等の日中活動系事業所が「利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合」の報酬について、たとえば事業所から利用者の自宅や避難先に出向き、相談や対応等を行った場合も、これが確実に報酬対象となるよう一層の明確化を図ってください。
- ③ 介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて、「人件費は派遣要請施設が超過人数分に対応した介護サービス費等から支払う」とされていますが、施設自体が半壊の状況では、その危険性から定員を超過して新たな利用者を受け入れることができず、派遣の人件費を生み出す介護サービス費は給付されません。
被災職員の過重な負担軽減と離職防止のためにも人的派遣支援はまさに必要であり、その継続、拡充につながる人件費についても公的補助の対象としてください。
- ④ 本体報酬以外の各種加算にかかる申請要件について、被災による影響部分については要件の減免措置等が確実に行われるよう、関係機関や施設・事業所に一層の周知を図ってください。

(3) その他、対応や改善を要する事項

- ① 発災によって一部損壊したままの施設・事業所内に入ることに怖れを抱く利用者もあり、その心理的不安感の解消が求められることから、必要な支援対策を講じてください。特に、そのための施設・事業所環境が早期に復旧できるよう整備対策を講じてください。
- ② 施設・事業所職員の身体的・精神的疲労の蓄積から生じてくる離職等の防止のため、必要な対応を講じてください。(上記(2)-③とも連動)
- ③ 被害の証明写真等、復旧申請にかかる資料要件が煩雑かつ厳しく、十全に揃えることが困難な状況が生じています。現在も「継続警戒中」であり、終息の目途が立っておらず、2か月で余震1,700回近くにも及ぶ、前例のない対応困難な状況となっていることをふまえ、申請基準の緩和と対応の柔軟化を図ってください。
- ④ 災害復旧費国庫補助申請期間としてのいわゆる30日間ルールにより、発災後に復旧費見積もりが被災施設・事業所に求められるも、見積もり業者等が確保できず、事務面においても対応できない状況であったため申請を断念した、との施設・事業所もあります。こうした取扱いについて、実際の被害状況を鑑み、改善してください。